

○ 財務省告示第三百四十七号
 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の
 三 第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年
 （二十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に
 規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に
 定める日を次のように定める。
 平成二十三年十月二十八日

財務大臣 安住 淳

財務大臣が平成二十三年（二十一年）東北地方
 太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響
 の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める
 日を平成二十三年十二月十四日とする。

都道府県	岩手県	宮城県
指定地域	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 住田町 上山郡 大槌町 下閉伊郡 山田町	気仙沼市 多賀城市 本吉郡 三陸町